

八王子市契約資産部建築課就業実習実施要領

令和6年（2024年）11月1日

八王子市契約資産部建築課

1 趣旨

本要領は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等（以下「大学等」という）に在籍する学生を対象として、八王子市契約資産部建築課において就業実習（以下「実習」という。）を行う場合における実施方法、実習生の資格要件、サービス、その他必要事項を定める。

2 実習の目的

大学等の学生が、八王子市契約資産部建築課において実習を行うことにより、職業意識を高めるとともに、八王子市の市政に対する理解を深め、本市への就業意欲を高める。

3 実習生の資格要件

以下要件を全て備えていること。

- （1） 大学等に在籍する学生であり、就業実習の実施年度以降に卒業する予定の者
- （2） 意欲、成績、人物素行等に優れ、サービス規律等を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者
- （3） 建築又は建築設備に係る業務に興味のある者
- （4） 八王子に対し興味、愛着のある者

4 実習期間

実習期間は、八王子市契約資産部建築課が決定する。

5 実習時間

実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、実習時間を変更することができる。

6 実習場所

実習場所は、八王子市役所本庁舎契約資産部建築課執務室内とするが、必要に応じて関連部署や屋外の工事現場等で行うことがある。

7 実習生の受入れ

- (1) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生をとりまとめ、「就業実習生推薦書（様式1）」及び「履歴書（様式2）」を別に定める日までに八王子市長に提出する。
- (2) 八王子市は、大学等の推薦に基づき、受け入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。
- (3) 実習生は実習開始前に服務規律の順守に係る「誓約書（様式3）」を八王子市長に提出する。

8 実習に係る費用

八王子市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当その他一切の対価を支給しない。ただし、市が指示する業務における旅費に対する実費弁償については、この限りでない。

9 服務等の取扱い

- (1) 実施期間中、実習生は地方公務員としての身分は保有しないが、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等を鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 上記（1）に該当する場合の他、実習生が本実施要領に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、八王子市は実習を打ち切ることができる。実習を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知する。
- (3) 実習生の懲戒に関する最終的な責任は、大学等で負う。
- (4) 実習の欠勤は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- (5) 実習生は、上記（4）により実習を欠勤する場合は、事前に建築課長に申し出てその指示に従わなければならない。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに建築課長に連絡しなければならない。

10 秘密の遵守

- (1) 実習生は実習中に知り得た秘密（地方公務員法第34条に定めるもの。）を部外者（大学等を含む。）に実習中及び実習終了後においても漏らしてはならない。
- (2) 実習生は、実習の成果として論文・報告書等を発表する場合には、事前に建築課長の承認を得なければならない。

11 災害補償等

大学等は実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、実習生をインターンシップ等の賠償責任保険もしくは左記に類する保険に加入させなければならない。実習生が関係者に損害を与えた場合、責任は実習生が負うものとし、実習生が加入する保険により補償する。

1 2 その他

- (1) 実習の実施について、疑義が生じた事項については、八王子市と大学等が協議した上で決定する。
- (2) 社会情勢に鑑み、実習場所や実施方法を変更する場合がある。

1 3 応募及び問い合わせ先

八王子市契約資産部建築課

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番1号

電話：042-620-7285（直通）

FAX：042-627-5931

E-mail：b640400@city.hachioji.tokyo.jp